



<施設等利用給付認定申請について>

※提出書類は消せないボールペンで記入してください。
※訂正は、修正テープを使用せず二重線で消し訂正印を押してください。

新制度未移行幼稚園を利用する人が無償化の対象となるためには、利用する幼稚園を通じて町へ申請し、認定を受ける必要があります。なお、預かり保育の利用を希望する【2号認定・3号認定】場合は、「保育の必要性の認定」が必要となるため、裏面をご確認のうえ、保育の必要性を証明する書類を添付してください。

保育の希望なし (新制度未移行幼稚園・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚部の <u>教育部分のみ利用</u>)	
入園料・保育料が月額上限 2.57 万円まで無償。 (入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象) ※給食費や通園費等は対象外です。	
【1号認定】	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定申請書兼現況届 (表面のみ)

保育の希望あり (幼稚園等及び認定こども園等での預かり保育や認可外保育施設等での 保育の利用を希望)	
幼稚園の預かり保育を利用する場合は、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育利用料が無償。利用日数により月額の上限額 (450 円×利用日数) は変動します。	
【2号認定】 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過している場合	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定申請書兼現況届 (両面) <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 ※両親またはひとり親の保育の必要性によって添付書類が異なります <参照> 保育の必要性を証明する添付書類一覧表 
【3号認定】 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあり、 <u>町民税非課税世帯に該当する場合</u>	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定申請書兼現況届 (両面) <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 ※両親またはひとり親の保育の必要性によって添付書類が異なります <参照> 保育の必要性を証明する添付書類一覧表  <平成 3 1 年 1 月 1 日時点で養老町に住所がなかった人> <input type="checkbox"/> 平成 3 1 年度市町村民税所得課税証明書 【前住所地にて保護者 (両親またはひとり親) 分を取得】

<問い合わせ> 養老町役場 住民福祉部 子ども課
〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 7 9 8 番地
☎(0584)32-1100 (代表) ☎(0584)32-5078 (直通)



保育の必要性を証明する添付書類一覧表

保育の必要な事由	● 保育が必要な事由の具体例 / □ 提出書類
(1) 就労	<p>● 保護者が日常的に仕事をしているため、児童の保育ができない場合 勤務（自営・家族経営以外）</p> <p>□ ⑥ 状況申告書 □ ⑦ 就労証明書・・・会社勤めの人は会社の証明が必要です。</p> <hr/> <p>自営・家族経営・・・本人・親族が代表者の場合</p> <p>□ 就労状況申告書（自営・農業）・・・⑥ 状況申告書（裏面） ＜法人の場合＞ □ 屋号記載欄に代表者印（会社実印）を押印してください。 ＜法人でない場合＞ □ 平成30年分確定申告書（第一表・第二表）の写し又は □ 営業証明書等</p> <hr/> <p>農業</p> <p>□ 就労状況申告書（自営・農業）・・・⑥ 状況申告書（裏面） □ 平成30年分確定申告書（第一表・第二表）の写し （農業申告をしている事業主の方のもの） □ 耕作証明書（事業主の方のもの）・・・経営農地が5000㎡必要。 □ 事業主の証明（⑥ 状況申告書）</p>
(2) 妊娠・出産 認定期間： 産前6週間前の月初～ 産後8週間後の月末まで	<p>● 保護者が産前産後のため</p> <p>□ ⑥ 状況申告書 □ 母子手帳の写し・・・表紙と出産予定日がわかるページをコピーしてください</p>
(3) 疾病	<p>● 保護者が病気・負傷の状態にあるため</p> <p>□ ⑥ 状況申告書 □ 医師の診断書・・・⑥ 状況申告書（裏面）</p>
(4) 障がい	<p>● 保護者の心身に障がいがあるため</p> <p>□ ⑥ 状況申告書 □ 医師の診断書・・・⑥ 状況申告書（裏面） □ 身体障害者手帳、療育手帳などの写し</p>
(5) 介護・看護	<p>● 保護者が疾病等のある同居人又は親族の看護・介護を行うため</p> <p>□ ⑥ 状況申告書 ＜看護の場合＞ □ 医師の診断書 □ 民生委員等の証明・・・⑥ 状況申告書（裏面） ＜介護の場合＞ ※ 介護認定の記載がないものは無効 □ 介護保険証写し □ 民生委員等の証明・・・⑥ 状況申告書（裏面） （共通：別居の場合） □ 別居親族の看護・介護申立書</p>
(6) 災害復旧	<p>● 火災や地震等により家屋に破損があり、その復旧のため</p> <p>□ ⑥ 状況申告書 □ 罹災証明書など</p>
(7) 求職活動 認定期間：3ヶ月間のみ （期間の延長なし）	<p>● 保護者が求職活動中のため</p> <p>□ ⑥ 状況申告書 □ ハローワークの登録証など求職状況の分かるもの 就労できなかった場合、「求職活動」での認定期間の延長はできません。</p>
(8) 起業準備 認定期間：3ヶ月間のみ	<p>● 保護者が起業準備のため</p> <p>□ ⑥ 状況申告書 □ 起業準備の場合事業計画など</p>
(9) 就学 （職業訓練校等における 職業訓練を含む）	<p>● 保護者が就学のため</p> <p>□ ⑥ 状況申告書 □ 在学証明書、合格通知など</p>
(10) その他	<p>● 上記以外の事由で虐待・DV等、町が特に必要な状態であると認める場合</p>